

【参考資料】

○対象業種

環境保全条例の対象業種は、化管法の対象業種と同じです。

表１ 対象業種コード表

政令 番号	業種名	業種コード
1	金属鉱業	0 5 0 0
2	原油・天然ガス鉱業	0 7 0 0
3	製造業	
	食料品製造業	1 2 0 0
	飲料・たばこ・飼料製造業（以下を除く。）	1 3 0 0
	酒類製造業	1 3 2 0
	たばこ製造業	1 3 5 0
	繊維工業	1 4 0 0
	衣服・その他の繊維製品製造業	1 5 0 0
	木材・木製品製造業（家具を除く。）	1 6 0 0
	家具・装備品製造業	1 7 0 0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1 8 0 0
	出版・印刷・同関連産業	1 9 0 0
	化学工業（以下を除く。）	2 0 0 0
	塩製造業	2 0 2 5
	医薬品製造業	2 0 6 0
	農薬製造業	2 0 9 2
	石油製品・石炭製品製造業	2 1 0 0
	プラスチック製品製造業	2 2 0 0
	ゴム製品製造業	2 3 0 0
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2 4 0 0
	窯業・土石製品製造業	2 5 0 0
	鉄鋼業	2 6 0 0
	非鉄金属製造業	2 7 0 0
	金属製品製造業	2 8 0 0
	一般機械器具製造業	2 9 0 0
	電気機械器具製造業（以下を除く。）	3 0 0 0
	電子応用装置製造業	3 0 6 0
	電気計測器製造業	3 0 7 0
	輸送機械器具製造業（以下を除く。）	3 1 0 0
	鉄道車両・同部分品製造業	3 1 2 0
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3 1 4 0
	精密機械器具製造業（以下を除く。）	3 2 0 0
	医療用機械器具・医療用品製造業	3 2 3 0
	武器製造業	3 3 0 0
	その他の製造業	3 4 0 0

政令 番号	業種名	業種コード
4	電気業	3 5 0 0
5	ガス業	3 6 0 0
6	熱供給業	3 7 0 0
7	下水道業	3 8 3 0
8	鉄道業	3 9 0 0
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体もしくは液体を貯蔵するものに限る。）	4 4 0 0
1 0	石油卸売業	5 1 3 2
1 1	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンデショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンデショナーを取り外すものに限る。）	5 1 4 2
1 2	自動車卸売業（自動車用エアコンデショナーに封入された物質を回収するものに限る。）	5 2 2 0
1 3	燃料小売業	5 9 3 0
1 4	洗濯業	7 2 1 0
1 5	写真業	7 4 3 0
1 6	自動車整備業	7 7 0 0
1 7	機械修理業	7 8 1 0
1 8	商品検査業	8 6 2 0
1 9	計量証明業（一般計量証明業を除く。）	8 6 3 0
2 0	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	8 7 1 6
2 1	産業廃棄物処分業	8 7 2 2
	特別管理産業廃棄物処分業	8 7 2 4
2 2	医療業	8 8 0 0
2 3	高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）	9 1 4 0
2 4	自然科学研究所	9 2 1 0

※ 業種の判断は、注記のない限り、日本標準産業分類に準拠してください。

注) 国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的内容に対応した業種を分類し、条例の対象となる事業を営んでいる場合には、当該対象業種のコード番号を記載してください。